

制定：平成28年6月21日
改正：平成30年6月27日
改正：令和元年6月27日
改正：令和2年6月26日
改正：令和3年6月15日

九州環境エネルギー産業推進機構（K-RIP）規約

第1章 総則

（名称）

第1条 この組織は、九州環境エネルギー産業推進機構（Kyushu Renewable Energy and Environmental Industry Promotion Association（略称 K-RIP）以下「K-RIP」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

（目的）

第2条 K-RIPは、環境・リサイクル産業、再生可能エネルギー関連産業（以下「環境エネルギー産業」という。）に携わる産学官の関係者の横断的組織として活動するものであり、九州地域に蓄積されてきた環境エネルギー産業関連技術やノウハウを活かし、新事業等の創出を行うことで、九州地域を世界に通用する競争力を有した環境エネルギー産業の先導的地域とすることを目的とする。

（事業）

第3条 K-RIPは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
（1）環境エネルギー産業の振興を図るための産学官等のネットワーク形成と支援体制の構築
（2）環境エネルギー産業の振興を図るための企業等への支援
①環境エネルギー産業に関する調査研究、情報収集・発信
②環境エネルギー産業に関する人材育成
③環境エネルギー産業に関する研究会やプロジェクトの発掘
④環境エネルギー産業技術に関するニーズとシーズのマッチング
⑤環境エネルギー産業に関する販路開拓
⑥環境エネルギー産業に関する海外展開
（3）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（会員）

第4条 K-RIPの会員は、第2条の目的に賛同する者とし、法人会員（企業・団体等）、NPO法人会員、個人会員（研究者・個人等）、特別会員（行政等）とする。

（入会）

第5条 K-RIPに入会を希望する者は、所定の様式により会長に申込書を提出し、その承認を得なければならない。
2. 暴力団、暴力団員関係団体又は関係者、その他反社会的勢力に属している又は関与していると認められる者については入会を認めない。
3. 会員たる資格の取得の時期は、申込書を提出し、その承認を得た時点とする。ただし、会費の納入が指定した期日を過ぎた場合、会員たる資格は自動的に取り消されるものとする。

（退会）

第6条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。退会した者は、K-RIPに関するいかなる請求権も有しない。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当するときは、役員会において役員^の4分の3以上の議決に基づき、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) K-RIPの目的若しくは事業を妨げ、又はK-RIPの名誉を傷つける行為をしたとき。
 - (2) K-RIPの規約に違反したとき。
 - (3) 暴力団、暴力団員関係団体又は関係者、その他反社会的勢力に属している又は関与していると認められるとき。
2. 会長は、除名の決議があったときは、その旨をその会員に書面をもって通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は総会において次項に定める会費を一口以上納入しなければならない。

2. 会員の会費は毎会計年度について次の通り定める。
なお、会計年度の下期(10月～3月)に入会する者の会費は月割計算し、百円の位を四捨五入した金額とする。

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 法人会員 | 5万円／1口 |
| (2) NPO法人会員 | 1万円／1口 |
| (3) 個人会員 | 5千円／1口 |
| (4) 特別会員 | 無料 |

第4章 役員

(役員)

第9条 K-RIPに役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 理事 40名以内
- (4) 監事 4名以内

(選任)

第10条 会長、副会長、理事及び監事は会員の中から総会において選任する。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、K-RIPを代表し、その会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、K-RIPの事業執行に関する事項について審議する。
4. 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び役員会に報告すること。

(役員^の任期)

第12条 役員^の任期は原則2年とする。なお、起算日は役員^の選任が議決された通常総会開催日の翌月1日とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、役員会において、役員^の退任が承認された場合を除く。
なお、後任者は、前任者の役員としての地位及び残任期間がある場合はこれを引き継ぐものとする。
3. 補欠又は増員により選任された役員^の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれに該当するときは、役員会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為と認められるとき。

(顧問及びアドバイザー)

第14条 K-RIPに、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2. 顧問及びアドバイザーは、会長が委嘱する。

3. 顧問及びアドバイザーは、会長の要請により総会・役員会に参加することができる。

(1) 顧問は、K-RIPの運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(2) アドバイザーは、K-RIPの技術的な事項に関する重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるができる。

4. 顧問及びアドバイザーの任期は、原則1年とする。なお、起算日は役員を選任が議決された通常総会開催日の翌月1日とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第15条 役員、顧問及びアドバイザーは、無報酬とする。

第5章 総会

(権能)

第16条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業活動に関する事項

(2) 事業計画に関する収支の予算および決算

(3) 役員を選任

(4) 規約の制定並びに変更(改正)

(5) その他の重要事項

(通常及び臨時総会)

第17条 通常総会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集し、臨時総会については、必要に応じて会長が招集する。

ただし、国の「緊急事態宣言」等による集会等が制限されるなど、やむを得ない理由により、総会の書面開催が適切とされる場合は、会長がこれを判断し、実施する。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、その総会においてあるいは第17条における臨時総会を開催したときは、出席役員の中から選出することができる。

(定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第20条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって、又は電磁的方法により表決し、又は他の代理人に表決を委任することができる。なお、代理人により表決をする場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3. 書面開催の場合においては、あらかじめ通知された事項について書面をもって、又は電磁的方法により表決し、その会員は出席したものとみなし、議決は第20条を適用する。

第6章 役員会

(権能)

- 第22条 K-R I Pの運営及び事業の執行に関する事項、その他、会長が必要と認める事項について審議、処理するため、役員会を置く。
2. 会長は緊急を要する事項について、役員に書面による表決を求め、役員会の議決に代えることができる。この場合においては、次の役員会に報告しなければならない。

(開催)

- 第23条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、役員会の議長は、会長がこれにあたる。
2. ただし、次の各号の一に該当する場合に臨時に開催する。
 - (1) 役員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (2) 第11条第4項第2号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(定足数)

- 第24条 役員会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

- 第25条 役員会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって、又は電磁的方法により表決し、又は他の代理人もしくは他の役員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を役員会ごとに議長に提出しなければならない。
 3. 第1項の規定により表決権を行使する役員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

第7章 部会及び戦略会議

(部会)

- 第27条 K-R I Pの事業を円滑に実施するため、部会を設置する。
なお、部会の新設・改廃は、総会の議決を経て、会長が設置する。
2. 部会の部会長は、役員会の議決を経て、会長が任免する。
 3. 部会の副部会長及び幹事は、部会長の推薦を経て、会長が任免する。
 4. 部会長及び副部会長、幹事の任期については、原則2年とする。
但し、再任を妨げない。
 5. 部会長が辞任又は出席できない場合には、副部会長が職務を代行する。

(部会長及び副部会長の責務)

- 第28条 部会の部会長、副部会長及び幹事は、K-R I Pの発展のために主導的立場で誠実に活動する。

(戦略会議)

- 第29条 K-R I Pの中長期的な運営方針及び方向性について提言するため、戦略会議を置くことができる。
2. 戦略会議は、会長が座長を指名し、会員で組織する。
但し、会長が必要に応じて会員外を指名することができる。
 3. 戦略会議は必要に応じて座長が召集する。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第30条 K-R I Pの財産は、次に挙げるものをもって構成する。

- (1) 年会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

(財産の管理)

第31条 K-R I Pの財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第32条 K-R I Pの経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 K-R I Pの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、役員会の決議を経て総会の議決を得なければならない。
これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
なお、当該会計年度開始前に総会を開催できない場合にあつては、当該会計年度の開始の日から3ヶ月以内に総会の議決を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第34条 K-R I Pの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表、及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、役員会の承認を経て総会に提出し、当該会計年度終了後、3ヶ月以内に会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第35条 K-R I Pの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 事務局

(事務局)

第36条 K-R I P事務局を会長もしくは総会が任命した団体に置く。

2. 前項の規定により、事務局を一般財団法人九州オープンイノベーションセンターに置く。

(設置等)

第37条 K-R I Pの事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、役員会の承認を得て会長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第38条 事務局には次に挙げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

第10章 解散

(解散)

第39条 K-R I Pは総会の決議により解散する。

第11章 雑則

(雑則)

第40条 この規約に定めるものの他は、必要な事項について会長が別に定める。

附則： この規約は令和3年6月15日の総会において改正され、同日より施行する。